



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年7月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年7月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人有機農業技術会議
- 3 代表者の氏名
西村 和雄
- 4 主たる事務所の所在地
東筑摩郡波田町5632番地
(財)自然農法国際研究開発センター農業試験場内
- 5 定款に記載された目的
この法人は、農を変えたい！全国運動の基本方針に則り、有機農業技術の研究開発・体系化・普及と、地域環境の保全・回復に貢献できる農業者の育成を通じて、真に安全で安心できる食物や環境の実現に資することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年7月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年6月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人八ヶ岳ヒューマンエナジー
- 3 代表者の氏名
小倉 輝久
- 4 主たる事務所の所在地
諏訪郡原村15064番地 有限会社風の森内
- 5 定款に記載された目的
この法人は、子供から高齢者まで誰もが、自然と共存し自然にやさしく安心して暮らしていくためのコミュニティづくりや、障害者等の雇用並びに就業機会の拡充に伴う地域の福祉向上、循環型社会に向けたエコ・コミュニティの実現、地球温暖化防止につながる農業も含めた環境保全に関する教育と活動を行い、社会の利益貢献に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年7月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年7月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たすけあいグループうつぐみ
- 3 代表者の氏名
倉田 節子
- 4 主たる事務所の所在地
伊那市大字手良中坪185番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者、在宅療養中の方、子育て中の方等支援を必要とする方々に対して、次のような理念に基づく事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
① 相互扶助の精神に基づき、会員同士が自分の持つ生活技術を提供しあって助け合い、健全かつ多様な自立した生活を実現できるようなしくみを作る。
② 誰でも住み慣れた地域で安心して生活できるように、住民が助け合い、信頼できる地域福祉社会を作ることを目指す。
③ 共に働き利用することにより、利用したサービスに対して相応の費用をもって負担し、提供したサービスの内容に応じて報酬を得ることによって、対等な福祉の実現を目指す。
④ 誰でも自分の能力に応じて働ける場をつくることを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年7月26日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年7月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人おもしろ
- 3 代表者の氏名
小松 米人
- 4 主たる事務所の所在地
伊那市高遠町藤沢3540番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民を対象にして、保健・福祉・子育て・まちづくりに関する業務を行い、安心して住み続けられるまちづくり等に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年7月26日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あっとはーぶ

- 3 代表者の氏名
小 口 松 年
- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡池田町大字会染5252番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障害者の自立支援に関する事業や、障害者・高齢者が暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年7月26日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A・コープあんず店
千曲市大字雨宮317ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
ちくま農業協同組合
千曲市大字鋳物師屋200
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	ちくま農業協同組合	ちくま農業協同組合
住 所	千曲市大字鋳物師屋 200	千曲市大字鋳物師屋 200
代表者名	西 澤 正 六	瀬 在 暢

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
ちくま農業協同組合	西 澤 正 六	千曲市大字鋳物師屋 200
株式会社米音	山 本 茂	千曲市大字稲荷山 1782-84
株式会社伊勢屋薬局	飯 島 健 雄	千曲市大字稲荷山 836
有限会社青木履物店	青 木 丈 洋	長野市松代町 1128
岩 佐 典 美	—	千曲市大字栗佐諏訪宮 1196

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名 (法人の場合)	住 所
ちくま農業協同組合	瀬 在 暢	千曲市大字鑄物師屋 200
株式会社米音	山 本 茂	千曲市大字稲荷山 1782-84
株式会社伊勢屋薬局	飯 島 健 雄	千曲市大字稲荷山 836
有限会社青木履物店	青 木 丈 洋	長野市松代町 1128
岩 佐 典 美	—	千曲市大字栗佐諏訪宮 1196

4 変更した年月日

平成19年5月25日

5 届出年月日

平成19年7月13日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成19年7月26日から平成19年11月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成19年7月29日に開催を予定していた長野都市計画道路の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成19年7月26日

長野県知事 村 井 仁

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年7月26日

長野県上小地方事務所長 安 江 幸 大

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成19年度県営住宅踏入団地外6団地消防用設備等点検業務

(2) 役務の特質

県営住宅団地の消防用設備等の点検

(3) 履行期間

平成19年9月1日から平成20年3月10日まで

(4) 履行場所

上田市踏入1-6-21

県営住宅踏入団地外6団地

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 消防設備士又は消防点検資格者を有している者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市材木町1-2-6
長野県上小地方事務所 建築課
電話番号 0268 (25) 7143 (直通)

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年8月21日(火) 午後1時30分

イ 場所 長野県上田合同庁舎 101号会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年8月10日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住 宅 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年7月26日

長野県南佐久建設事務所長 塩 入 邦 寿

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの取水放流設備点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成19年11月30日まで

(4) 履行場所

佐久穂町古谷 古谷ダム

佐久穂町余地 余地ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去10年以内に同種、同規模のダムの取水放流設備点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県南佐久建設事務所 総務課

電話 0267 (82) 3101

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年8月9日(木) 午後1時30分

イ 場所 長野県南佐久建設事務所 第一会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年8月2日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成19年7月26日

長野県警察本部長 石井隆之

1 落札に係る調達する役務

遺失物管理システムの開発業務委託及びシステム機器等の借入

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部警務部会計課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

平成19年7月10日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 日本電子計算機株式会社

(2) 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額

委託額 29,000,000円

借入額 8,908,800円

合計 37,908,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

平成19年5月31日

警務部会計課